

# 山口県報

令和7年  
6月10日  
(火曜日)

## 目 次

### ○告示

保安林予定森林（岩国市）（森林整備課）……………



### 山口県告示第九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

令和七年六月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 保安林予定森林の所在場所

岩国市天尾字奥畑一―一二二七、一―一二三一、一―一二三二、宇足迫一―二四三、一―二四七、一―二四八の一、一―二四九

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

令和七年六月十日印刷  
令和七年六月十日發行

發行人所

山口県知事  
山口県知事